

【参考】「修正国際基準の適用」（2017年4月）からの改正点

2017年10月31日

「修正国際基準の適用」

「修正国際基準の適用」（2017年4月11日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛けを付している。）。

改正後	改正前
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p>2015年6月30日 改正 2016年7月25日 改正 2017年4月11日 最終改正 2017年10月31日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p>2015年6月30日 改正 2016年7月25日 最終改正 2017年4月11日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用時期</p> <p>6. 2017年10月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p>	<p>適用時期</p> <p>6. 2017年4月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p>
<p>議 決</p> <p>11. 2017年10月改正の本文書は、第371回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 小野行雄（委員長）</p>	<p>議 決</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前												
小賀坂 敦 (副委員長) 貝 増 眞 川 西 安 喜 徳 賀 芳 弘 安 井 良 太 弥 永 眞 生 柳 橋 勝 人 湯 川 喜 雄 吉 田 稔 米 田 和 敬 渡 部 仁													
別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 会計基準 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの、並びに、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(2014 年 5 月公表)、「IFRS 第 15 号の発効日」(2015 年 9 月公表) 及び「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表)) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」</td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」	IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」	* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」	(以下 略)	別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 会計基準 (2016 年 9 月 30 日現在で公表されている会計基準のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(項目追加)</td> </tr> <tr> <td>* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称	(中 略)	IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」	(項目追加)	* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」	(以下 略)
会計基準の名称													
(中 略)													
IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」													
IFRS 第 15 号 「顧客との契約から生じる収益」													
* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」													
(以下 略)													
会計基準の名称													
(中 略)													
IFRS 第 14 号 「規制繰延勘定」													
(項目追加)													
* IAS 第 1 号 「財務諸表の表示」													
(以下 略)													
解釈指針 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称	(以下 略)	解釈指針 (2016 年 9 月 30 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称	(以下 略)								
解釈指針の名称													
(以下 略)													
解釈指針の名称													
(以下 略)													

改正後			改正前		
(中 略)			(中 略)		
IFRIC 第 6 号 「特定市場への参加から生じる負債——電気・電子機器廃棄物」			IFRIC 第 6 号 「特定市場への参加から生じる負債——電気・電子機器廃棄物」		
IFRIC 第 7 号 「IAS 第 29 号『超インフレ経済下における財務報告』に従った修正再表示アプローチの適用」			IFRIC 第 7 号 「IAS 第 29 号『超インフレ経済下における財務報告』に従った修正再表示アプローチの適用」		
IFRIC 第 9 号 「組込デリバティブの再査定」			IFRIC 第 9 号 「組込デリバティブの再査定」		
(以下 略)			(以下 略)		
<p>(参考) 2016 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p>			<p>(参考) 2016 年 9 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p>		
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効
(項目削除)			IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」 「IFRS 第 15 号の発効日」 「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」	2014 年 5 月 2015 年 9 月 2016 年 4 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2014 年 9 月 2015 年 12 月	IASB が決定する日 (2016 年 12 月 31 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効	「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正) 「IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の発効日」	2014 年 9 月 2015 年 12 月	IASB が決定する日 (2016 年 9 月 30 日現在未定) 以後開始する事業年度から発効

改正後			改正前		
IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第 16 号「リース」	2016 年 1 月	2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第 2 号の修正)	2016 年 6 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効
「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効 (ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)	「IFRS 第 9 号『金融商品』の IFRS 第 4 号『保険契約』との適用」(IFRS 第 4 号の修正)	2016 年 9 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効 (ただし、一部の取扱いは 2018 年 1 月 1 日より前に発効する場合がある。)
「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」による IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		
IFRIC 解釈指針第 22 号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		
「投資不動産の振替」(IAS 第 40 号の修正)	2016 年 12 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		

改正後	改正前												
別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準	別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準												
<p>以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。</p>	<p>以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">企業会計基準委員会による修正会計基準の名称</th> <th style="text-align: center;">「削除又は修正」の対象となる会計基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 </td> </tr> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2017年10月31日最終改正)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」 </td> </tr> </tbody> </table>	企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等	企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 	企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2017年10月31日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」 	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">企業会計基準委員会による修正会計基準の名称</th> <th style="text-align: center;">「削除又は修正」の対象となる会計基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 </td> </tr> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2016年7月25日改正)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」 </td> </tr> </tbody> </table>	企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等	企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 	企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2016年7月25日改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」
企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等												
企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 												
企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2017年10月31日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」 												
企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等												
企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日公表)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第3号「企業結合」 ・ IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 												
企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」(2016年7月25日改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第7号「金融商品：開示」 ・ IFRS 第9号「金融商品」(2013年) ・ IAS 第1号「財務諸表の表示」 ・ IAS 第19号「従業員給付」 												

以 上